

秩父市農業委員会 令和5年 第5回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年5月22日(月) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和5年5月22日(月) 午後3時03分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 24名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名)

| 農業委員     |         |          |            | 農地利用最適化推進委員 |         |          |
|----------|---------|----------|------------|-------------|---------|----------|
| 議席<br>番号 | 農業委員氏名  | 出席<br>状況 | 議事録<br>署名人 | 地区          | 推進委委員氏名 | 出欠<br>状況 |
| 1番       | ◎糸 東 男  | 出席       |            | 第1<br>区域    | 吉 川 稔   | 出席       |
| 2番       | 上 井 克 彦 | 出席       |            |             | 松 澤 眞 一 | 出席       |
| 3番       | ○長谷川 満  | 出席       |            | 第2<br>区域    | 倉 林 幸 男 | 出席       |
| 4番       | 加 藤 勝 市 | 出席       |            |             | 大久保 勝   | 欠席       |
| 5番       | 笠 原 倍 吉 | 出席       |            | 第3<br>区域    | 田 口 俊 夫 | 出席       |
| 6番       | 彦久保 利 平 | 出席       |            |             | 小久保 健 司 | 出席       |
| 7番       | ○横 田 友  | 出席       |            | 第4<br>区域    | 齊 藤 稔   | 出席       |
| 8番       | 黒 澤 昌 治 | 出席       |            |             | 富 田 典 孝 | 出席       |
| 9番       | 青 野 孝 司 | 出席       |            | 第5<br>区域    | 新 井 明 弘 | 出席       |
| 10番      | 新 田 恭 一 | 出席       | ●          |             | 木 村 初 枝 | 出席       |
| 11番      | 長 島 秀 明 | 出席       | ●          |             | 高 田 忠 一 | 出席       |
| 12番      | 豊 田 恵 男 | 欠席       |            | 第6<br>区域    | 新 舟 文 男 | 欠席       |
| 13番      | 設 楽 治 男 | 出席       |            |             | 千 島 初 夫 | 出席       |
|          |         |          |            |             | 木 村 雄 一 | 出席       |

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

ー印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

|                   |                                 |                  |
|-------------------|---------------------------------|------------------|
| <del>議案第20号</del> | <del>農地法第3条の規定による許可申請について</del> | <del>( 1件)</del> |
| 議案第21号            | 農地法第4条の規定による許可申請について            | ( 4件)            |
| 議案第22号            | 農地法第5条の規定による許可申請について            | ( 10件)           |
| 議案第23号            | 農用地利用集積計画の決定について                | ( 2件)            |
| 議案第24号            | 農用地利用促進計画の意見について                | ( 2件)            |

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

| 職 名   | 氏 名     | 備 考 | 職 名 | 氏 名     | 備 考 |
|-------|---------|-----|-----|---------|-----|
| 事務局長  | 江 田 直 人 |     | 主 幹 | 小 川 英 孝 | 書記  |
| 参 与   | 宮 前 房 男 |     | 主 任 | 川 上 僚 太 | 書記  |
| 主 幹   | 千 島 修   |     | 主 査 | 笠 原 信 之 |     |
| 主 事 補 | 見 澤 俊 亮 |     |     |         |     |

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（糸東男会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第5回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（糸東男会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（糸東男会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いいたします。

**江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中12名です。

**議長（糸東男会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

10番 新田 恭一 委員 及び 11番 長島 秀明 委員、以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹及び川上主任を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（糸東男会長）** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明を致させます。

**江田事務局長** 本日付け、報告文書をご覧ください。1件報告いたします。

番号1ですが、農業を営むうえで必要な設備を保管するために、農業用倉庫1棟・・・㎡、プレハブ倉庫・・・㎡を設置するとの届出がありました。

本案件は、先月の第4回定例総会の「議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について」に議案番号・として提出された案件に対し、現地確認を行った際、届出をせず倉庫・プレハブが設置されていたことが判明したため、是正措置として5月17日に届出されたものでございます。以上、よろしく願いいたします。

### 日程第6 審議議案の報告

**議長（糸東男会長）** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**江田事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正を3か所お願いいたします。

1点目ですが、議案書1ページ「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について」の1件でございますが、議案書作成後に申請条件が整っていないことが判明しましたので、見送りいたしました。削除をお願いいたします。

2点目は、議案書2ページ番号2の……様の案件の面積欄、「……」と記載がありますが「……」を削除をお願いいたします。

3点目は一番最後のページ10ページ 中ほどの「利用権設定始期」令和5年7月1日とありますが「7月」ではなく「8月」でございます。

以上3点訂正をお願いいたします。

それでは続きまして、本日、ご審議いただく議案について申し上げます。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件でございますが、先ほど申し上げましたとおり上程を見送りましたので、削除いたしました。

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について が4件

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について が10件

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について が2件

議案第24号 農用地利用促進計画の意見について が2件

以上でございます。 よろしくをお願いいたします。

#### 日程第7

議案第21号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (4件)

**議長(桑東男会長)** 次に、議案第21号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(宮前参与)** 私からは、番号1から番号3について説明いたします。

初めに番号1ですが、申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、…… 田・畑 2筆 ……㎡で、……の北北西……m付近に位置し、昭和……年……月相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、共同住宅の建設です。

申請事由ですが、申請地周辺には医院、コンビニ、保育園等があり交通の便もよく、共同住宅の需要が見込まれることから、土地の有効利用と安定収入を得るため、木造2階建のアパートを1棟・5世帯を建築するものです。

申請者以外に隣接農地所有者はおらず、資金計画も整っております。

現地を確認したところ、不耕作の農地でした。なお、南側の道路に面して砂利敷きの貸駐車場5台分について農地転用の許可を得ず平成……年から利用しているため、始末書が提出されています。

次に番号2について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、・・・ 田 1筆 ・・・㎡で、・・・の北北西・・・m付近に位置し、昭和・・・年・・・月相続により取得した土地で、番号1の隣接地になります。

立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、駐車場の建設です。

申請事由ですが、番号1で説明しました駐車場として既に利用している土地で7台分の駐車場について、近隣住民からの要望もあり、引き続き貸駐車場として利用したいとして申請されたものです。こちらについても始末書が提出されています。

申請者以外に隣接農地所有者はおらず、新たに発生する必要経費はありません。

最後に番号3について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・ 字 ・・・ 畑 2筆 ・・・㎡で、・・・の南南東・・・m付近に位置し、令和・・・年・・・月相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街地に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、長屋住宅の建設です。

申請事由ですが、申請者は高齢となり、農業に従事することが難しくなり、土地の有効利用を図るため、木造2階建のアパートを1棟・8世帯を建築するものです。

申請者以外に隣接農地所有者はおらず、資金計画も整っております。

また、令和・・・年・・・月・・・日開催の総会において、同一人から隣接土地に長屋住宅の建設を計画した4条申請を審議し許可相当として県へ進達し、・・・月・・・日許可となっております。

本申請と合わせた施設の概要等は、転用面積が・・・㎡ 長屋住宅 3棟 20世帯 となります。

完成は、・・・月申請が・・・月・・・日、・・・月申請が・・・月・・・日の計画となっております。

開発面積が1,000㎡以上となるので、秩父市開発行為に関する指導要綱に基づく事業計画事前協議申出に係る手続きが必要となり、現在手続き中です。

現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。説明は以上です。

**事務局（小川主幹）** 番号4番につきまして説明いたします。

申請者、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は・・・ 字 ・・・ 畑 1筆 ・・・㎡で、平成・・・年に遺贈により取得した土地です。

申請地は、・・・の南東約・・・m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地でございます。

申請事由ですが、申請地にある建物は、昭和・・・年に建築され、約・・・年以上居住用として使われてきました。今年の・・・月ころ、近隣に住宅が建設されるため、土地の調査をしたところ、本件土地の農地転用がなされていないことが判明し、今回の追認申請に至りました。なお、その

理由書が添付されております。

また、隣接農地耕作者がおりますが、本申請地に隣接する農地の所有者は、遠方で連絡先がわからないこと、これまで宅地利用に対し、苦情等はなかったとの説明書が添付されております。

現地を確認しましたところ、申請通り住宅と庭、一部家庭菜園となっております。

以上です。

**議長（桑 東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**10番 新田 恭一委員** 10番新田です。番号1、2、3について申し上げます。1と2は関連がありますので併せてお話しします。まず番号1は共同住宅の建設ということで、有効利用を考えており、また不耕作地でもあり今後再耕作も見込めないようですので、やむを得ないと考えます。

番号2についても、すでに貸駐車場として使用されており、追認で始末書も提出されておりやむを得ないと思います。

番号3については、事務局の説明のとおり先月の総会において1号棟・2号棟の2棟を建設する内容を審査いただきましたが、それに続く案件となります。

3種農地でもありやむを得ないと考えます。

**7番 横田 友委員** 7番横田です。番号4についてですが、現地周辺は宅地化が進んでおり、追認ということもありますので、ご審議よろしくをお願いします。

**議長（桑東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**4区 小久保 健司委員** 4区の小久保です。番号3ですが、8軒の長屋住宅とのことですが、駐車場の計画はどのようになっていますか。

**事務局（宮前参与）** 先月の案件とは別の区画となっております、フェンス等で区切られる計画です。それぞれ1世帯2台置けるような計画となっております。

**4番 加藤 勝市委員** 番号2ですが、申請地の西隣におそらく申請者がお持ちの畑があると思いますが、今後も畑として使う、という理解でよろしいですか。

**事務局（宮前参与）** 加藤委員のおっしゃるとおり西隣の畑は申請者が所有しておりますが、今回の申請には含まれておりませんので、引き続き畑として使用すると、こちらでは考えております。

**議長（桑東男会長）** ほかに何かご意見はございますでしょうか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（桑東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、許可を相当とすることに決しました。

議案第22号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （10件）

**議長（桑東男会長）** 次に、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と

いたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主事）** 私からは番号1から7について説明します。

まず初めに番号1について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・ 田 2筆 ・・・・㎡で、令和・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・から南西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、資材置場です。

申請事由ですが、譲受人は建設業を営んでおり、経営規模の拡大により既存の資材置場が手狭となったため、今回、流通の面から立地が良い申請地を会社の資材置場として利用したいとして申請されました。現場の一部に砂利やアスファルトが敷かれている状態となっております。

今回、農地転用の手続きにより違反状態を是正し、今後は農地法を遵守する旨が記載された始末書が添付されております。

なお、本申請を進めるに当たり、譲受人が使用する他の土地に違反転用の農地があったため、該当土地についても農地転用の手続きを行う必要があります。こちらについては議案番号5から7で審議を行っていただく予定です。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接に農地はありません。

次に番号2について説明します。譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・ 畑 1筆 ・・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、・・・から南西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、建売住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、不動産業を営んでおり、申請地周辺で不動産需要が高まっており、利便性が高く生活環境が良いため、譲受人が買い受け、1棟の建売住宅の販売を計画し、申請されました。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。なお、隣接地の農地はありません。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は・・・字・・・畑 2筆 ・・・・㎡で令和・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は・・・から南東・・・mにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、夫の実家で暮らしてしておりますが、手狭となってきたために家族とともに、夫の実家に近い申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。申請地の一部には昭和・・年頃から砂利等が敷かれており、農地転用の手続きにより違反状態を是正し、今後は農地法を遵守する旨が記載された始末書が添付されております。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接に農地はありません。現地を確認しましたところ、一部砂利等が敷かれている更地の状態となっております。

次に番号4について説明します。議案書の5ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は・・字・・畑1筆・・㎡で昭和・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は・・・・から北東・・・mにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、実家で暮らしてしておりますが、手狭となってきたために家族とともに、父が所有する実家に近い申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。

申請地の一部には昭和・・年頃に県道拡幅により移転された石碑があるほか、平成・・年頃から譲渡人が庭として使用しており、農地転用の手続きにより違反状態を是正し、今後は農地法を遵守する旨が記載された始末書が添付されております。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。また、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されています。

現地を確認しましたところ、宅地の一部として使用されておりました。

次に番号5及び番号6について説明します。

本2件につきましては一体利用地であるため、併せて説明します。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地について番号5は、・・字・・畑3筆・・・㎡で平成・・年に相続により取得した土地です。番号6は・・字・・畑1筆・・・㎡で平成・・年に遺贈により取得した土地です。一体利用地を含めると・・・㎡です。

案内図をご覧ください。

申請地は、・・・・・から東に約・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、資材置場です。

申請事由ですが、譲受人は平成・・年頃からそれぞれの申請地を資材置場として使用しておりました。今回、議案第22号番号1で説明を行った土地について農地転用を計画し調査を行ったところ、申請地が農地転用の許可を受けずに利用していることが発覚しました。譲受人は、今後も申請地を資材置場として利用する意思があり、違反転用状態を是正したいとして、始末書添付の上で申請されました。



なお、当該申請地については、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和・年・月・日付で手続きが完了しています。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されています。現地を確認しましたところ、資材置場となっております。

次に番号7について説明します。譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、字・畑 1筆  $\cdot\cdot\cdot\text{m}^2$ 、平成・年に相続により取得した土地です。一体利用地を含めると  $\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\text{m}^2$ です。

案内図をご覧ください。

申請地は、 $\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot$ から東に約  $\cdot\cdot\text{m}$ 離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、工場敷地です。

申請事由ですが、譲受人は昭和・年頃から申請地を工場敷地として使用しておりました。今回、議案第22号番号1で説明を行った土地について農地転用を計画し調査を行ったところ、申請地が農地転用の許可を受けずに利用していることが発覚しました。譲受人は、今後も申請地を工場敷地として利用する意思があり、違反転用状態を是正したいとして、始末書添付の上で申請されました。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接に農地はありません。現地を確認しましたところ、工場敷地となっております。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、字・畑 1筆  $\cdot\cdot\cdot\text{m}^2$ で、 $\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot$ の南南西  $\cdot\cdot\cdot\text{m}$ 付近に位置している土地で、譲渡人が昭和・年・月贈与により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街地に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、貸診療所の敷地拡張で駐車場として利用するものです。

申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接する土地及び建物を取得しており、医療法人社団  $\cdot\cdot\cdot$ に診療所として賃借する計画です。

現在は約36台の駐車可能なスペースがありますが、診療所関係者と来診患者の駐車スペースをさらに確保する必要があるとして申請されたもので、拡張により40台の駐車が可能となります。

資金計画は整っておりますが、隣接農地の所有者は昨年未亡なくなった関係で承諾書の提出はありません。

なお、譲受人から賃借により診療所を運営する医療法人社団  $\cdot\cdot\cdot$ については、診療所開設許可申請書を秩父保健所に申請し、許可の見込みを確認できることが農地転用許可の要件となります。

現在、申請準備の段階です。

現地を確認したところ、申請地は一体利用地に囲まれた土地で公道に接しない囲繞地(いによ  
うち)で、不耕作の状態でした。説明は以上です。

**事務局(小川主幹)** 番号9番につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は・・・字・・・畑1筆・・・㎡で、昭和・・・年に相続により取得した土地  
です。

申請地は、・・・の北側約・・・m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につつま  
しては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種  
農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅でございます。

申請事由につきまして、譲受人は、住宅の施工販売を行っておりますが、申請地付近の建売住  
宅が完売し、お客様の要望の多い、申請地周辺の土地を探していたところ、今回申請地を売っ  
ていただけることとなり、建売住宅を計画したとのことでございます。

資金調達計画は整っております。また、隣接する農地はございません。

現地を確認しましたところ、すでに整地してあり、ユンボが置いてあったため、始末書が添付  
されております。説明は以上です。

**事務局(見澤主事補)** 番号10について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・畑3筆・・・㎡で、平成・・・年に相続で取得した土地  
です。

案内図をご覧ください。

申請地は、・・・から北東へ約・・・m付近に位置しています。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の  
農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、工事用地で転用期間は許可日から・・・か月間、令和・・・年・・・月・・・日までです。

譲受人は主に、電気事業・エネルギー関係設備の販売・リース・電気通信事業を目的とする法  
人です。

申請事由ですが、譲受人が事業で使用していた鉄塔の解体工事を行うため、鉄塔に隣接する申  
請地を解体工事用地として使用するため申請されました。

資金計画は整っております。

現況を確認したところ、不耕作の農地になっていました。

**議長(桑東男会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。議案第22号番号1、2、3について意見を申し上げます。

細かいことは事務局説明のとおりです。

まず番号1ですが、申請事由で資材置き場で、経営規模が拡大し現在使用している資材置場が  
手狭となったため、新たに購入したいとのこと。数年前の農地パトロールにて大型家電が  
大量に放置されてあったことを記憶しておりまして、「不法投棄を行うと法律で罰せられます」  
という立て看板も市の担当課で建てられておりました。このような状況ですので地域住民の

住環境の改善にもつながると思われまますので、資材置場への転用はやむを得ないのではないかと思います。

また、資材置場の拡張となると、現在の活用状況が課題になると思いますが、それを確認するとなると番号5、6、7を踏まえての議論となりますので、担当委員さんのご意見も考慮してご審議いただくようお願いいたします。

番号2については3種農地ですので、申請事由、近隣の宅地化の状況、申請書類もすべて整っている等総合的に考え、やむを得ないと判断いたしました。

番号3については2種農地ということですが、3方が住宅に囲まれていること、申請事由、申請書類もすべて整っている等考えますと、2種農地であってもやむを得ないと判断いたしました。以上ご審議よろしくお願いたします。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番黒沢です。番号4、5、6、7について説明いたします。

まず番号4ですが、先日担当職員と現地確認を行いました。親の敷地内に自己用住宅を建てたいとのことで、一部庭として使っていましたが、始末書も提出されております。

番号5について、資材置き場として、鋼材が多少ですが置かれておりました。

番号6についても、同じく資材置き場として鋼材が一部置かれておりました。始末書が提出されております。

番号7は、工場敷地内に畑が残っていました。建屋の中ということで申請者も知らずに工場を作ってしまったそうです。こちら始末書が提出されております。

以上、ご審議お願いいたします。

**10番 新田 恭一委員** 10番新田です。番号8についてお話しします。詳細は事務局の説明のとおりです。現地を見たところ、・・・・の敷地で建物と駐車場に挟まれており、草がかなり茂っておりましたが保全管理されておりました。建物や駐車場ができたときに申請地もいっしょに利用できなかったのか、と感じました。3種農地ということもありますのでやむを得ないと思います。以上です。

**9番 青野 孝司委員** 9番青野です。番号9について意見を申し上げます。概要は事務局説明のとおりです。当該申請地を確認したところ、すでに重機による整地が始まっておりました。

なお、このことについては本日始末書が提出されております。当該申請地に隣接する農地はなく、南と西の二方面にはすでに新築住宅が立ち並んでおりますので、やむを得ないと思われまます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

**5番 笠原 倍吉委員** 5番笠原です。番号10について説明いたします。今回の申請事由としまして、鉄塔を解体するための工事用地の確保で、すでに送電線は数年前に撤去されており、今回鉄塔を解体するという内容です。賃貸が7か月ということで、解体後は農地に回復することで景観も良くなると思われまますので、よろしいのではと考えまます。ご審議お願いいたします。

**議長 (糸東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。いかがでしょうか。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。たびたび申し訳ありません。番号8ですが、担当委員さんから宅地化することにはやむを得ないのご意見、理解できますし、医療機関ができることですので、近隣住民にも役立つことにもなるの歓迎しまます、事務局の説明の中で、保健所

の許可がまだ下りていないとありました。そういう状況で審議を進めてもよろしいのでしょうか。

**事務局（宮前参与）** 他法令の許可については、今回の場合は県から保健所の開設許可が必要と指導はいただいておりますが、別の法律でいうと例えば開発行為などは、今までも同時に下すという形で進めておりました、今回も同じように進める予定です。他法令の許可が下りていなくても、農業委員会総会において関係資料に基づき協議をしていただくとなります。

**4番 加藤 勝市委員** 保健所の許可が出てから審議するのが筋なのではと思うのですが。

**事務局（宮前参与）** 農林振興センターにも相談したのですが、同じ県の許可ですので、許可の有無でご審議いただかなくても問題ないとのことでございます。

**議長（糸東男会長）** おそらく許可が下りる想定で同時進行でもよいという判断ではないかと思うのですが。

**事務局（宮前参与）** 会長のおっしゃるとおりであります。

**議長（糸東男会長）** 他に質疑、意見等ございますか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** それでは他に質疑、意見等内容ですので、質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第22号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第23号農用地利用集積計画の決定について （2件）

**議長（糸東男会長）** 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（笠原主査）** 私から番号1、2について説明をいたします。

まず番号1ですが、本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和・年・月・日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、・・・ 字 ・ ・ 畑 3筆、面積合計は ・ ・ ・ ・ m<sup>2</sup>です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、・・・の南東約・・・メートル付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和・年・月・日から・・・年間となっております。

現地を確認いたしましたところ、・・・番、・・・番には、ぶどうが栽培されており、・・・番については果樹棚が設置されておりました。

続きまして番号2について申し上げます。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、・・・ 字 ・・・・ 畑 4筆 計・・・平方メートルです。

申請地は、・・・の南東約・・・メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和・年・月・日から・・・年間となっております。

現地を確認いたしましたところ、・・・番・は栗、その他3筆には梨が栽培されておりました。

本案につきまして、決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することとなります。

説明は以上となります。

**議長（衆 東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番 上井 克彦委員** 2番上井です。番号1は、事務局説明のとおりです。今回は集積計画でございます。

番号2は、借り受ける会社の代表取締役のお母さまが所有している土地で、なすや栗を植えており、現地確認の時にちょうど従業員の方が作業をされていました。きれいに管理されておりました。以上です。

**5区 木村 初枝推進委員** 5区推進委員の木村です。事務局と上井委員説明のとおりきれいに管理されており、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案23号について、市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第24号 農用地利用促進計画の意見について （2件）

**議長（衆東男会長）** 議案第24号農用地利用促進計画の意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（笠原主査）** それでは番号1および2について、関連がございますので一括して説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和・年・月・日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第23号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人

埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に貸付する計画です。

借受人は、秩父市の認定農業者である・・・・・・で、先ほどご審議いただいた議案番号第23号番号1の貸付人が代表取締役を務める法人です。なお、番号2の貸付人は、母親でございます。

借受後は、ぶどう、梨および栗の栽培を行う計画です。

賃借期間については、令和・年・月・日より、・・年間、賃料は10aあたり・・・・円となっております。

それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と借受人との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番 上井 克彦委員** 2番上井です。詳細は事務局説明のとおりであります。現地はきれいに管理あるいは耕作準備されておりました。よろしく願いいたします。

**5区 木村 初枝推進委員** 5区の木村です。事務局、上井委員の説明のとおりでよいことと思えます。よろしく願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等ございませんか。質疑無しと認めます。議案第24号について、農用地利用促進計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

## 日程第8 閉議・閉会

**議長（糸東男会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして秩父市農業委員会 令和5年第5回定例総会を閉会いたします。